

## 児童クラブ専任アドバイザー募集要項

児童クラブとは、保護者が就労や疾病などにより、放課後の時間に家庭で保育ができない場合、保護者に代わって小学1年生から6年生までの児童を保育する施設です。平日の授業終了後や、土曜日・長期休業中の終日、安全で充実した生活が送れるよう、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目指しています。

### ●業務内容

- ・児童クラブ支援員及び補助員の指導、児童及び保護者の相談対応。
- ・市内児童クラブの巡回・相談対応。
- ・児童クラブ支援員・補助員向け文書の作成事務など。

### ●就業場所

周南市役所本庁舎 生涯学習課

### ●任用期間

任用開始日から令和7年3月31日まで

※勤務実績に応じて翌年度以降も公募によらず再度任用する場合があります。

(最大2回、当初任用含めて3会計年度まで)

### ●応募要件

ワード・エクセルの基本機能が使え、普通自動車運転免許を持っている人で、次のいずれかに該当する人。

- ・保育士
- ・保育業務または、教育業務に携わった経験のある人
- ・教員資格（幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭など）を持つ人
- ・児童発達支援に関わる資格若しくはそれに類する資格等を持つ人
- ・障害児保育に携わった経験のある人又は同等の経験がある人

### ●勤務条件

|                |  |
|----------------|--|
| 始業、終業の時間及び休憩時間 | 8時30分から17時15分まで（うち休憩1時間）   |
| 1週間あたりの勤務日数    | 4日   |
| 週休日・休日         | 週休日：土曜日・日曜日及び月曜日から金曜日の間の1日<br>※月曜日から金曜日の間の週休日は任用当初に決定<br>休日：周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく |
| 休 暇            | 周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 報酬<br>諸手当（手当相当額） | 日額：9,927円（地域相当手当額を含む）<br>諸手当（手当相当額）：周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく                         |
| 期末手当             | 勤務期間に応じて、年2回（6月・12月）支給有り。  |
| 所定労働時間を超える労働     | 無し   |
| 社会保険・労働保険等       | 健康保険（介護保険該当者は介護保険を含む）、厚生年金保険及び雇用保険に加入。<br>公務上の負傷又は疾病については「山口県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例」を適用する。 |

### ●募集受付期間

令和6年8月26日（月曜日）から。

なお、受付時間は平日の8時30分から17時15分まで。

### ●申し込み方法

受付期間内に、会計年度任用職員選考申込書（児童クラブ専任アドバイザー）と資格証等の写しを、市役所本庁舎2階生涯学習課児童クラブ担当に持参、または郵送で提出

### ●選考方法

個人面接

### ●問い合わせ先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市教育委員会 生涯学習課 児童クラブ担当（TEL 0834-22-8457）

### ●応募にあたっての注意

- ・地方公務員法第16条に該当する以下の人には応募できません。
  - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
  - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人。
  - 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した人。
- ・会計年度任用職員は、地方公務員法第22条第1項に規定する一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する規定が適用されます。
- ・選考に関する申し込み書類等は返却しません。
- ・任用から1か月（1か月の勤務日が15日に満たないときは15日）は条件付採用期間となります。条件付採用期間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- ・兼業の制限は原則としてありませんが、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を避ける等必要な対応を取るため兼業の状況について確認を行います。